

第 12 章 実現に向けた取組

景観まちづくり方針の内容に沿って、本市の良好な景観を形成するために、景観法や景観法以外の法制度、本市独自の取組によって推進していく施策を「実現に向けた取組」として掲げ、順次実践していく。

1) 良好な景観の形成のための取組

(1) 各種法制度の活用

【参考】焼津らしい景観地における法制度の活用イメージ

(2) 景観誘導の仕組みづくり

- ① 観光推進事業との連携による景観の向上
- ② 焼津らしい景観地における景観誘導の仕組みづくり
- ③ 本市独自の屋外広告物*の規制誘導の仕組みづくり

(3) 優れた景観資産に関する指定制度の創設

(4) 景観まちづくりのための資金の確保

(5) 「(仮称) 焼津市公共施設景観ガイドライン*」の策定と運用

(6) 景観まちづくりの評価・検証

2) 推進体制の構築

(1) 市民・事業者等の意識の醸成

- ① 景観まちづくりに関する情報の発信
- ② 景観まちづくりに関するシンポジウム等の開催
- ③ 景観まちづくりの功績者に関する表彰制度の創設
- ④ 景観まちづくりに関する教育・学習の推進

(2) 推進体制の整備

- ① 焼津市景観審議会の設置
- ② 景観整備機構の指定
- ③ 景観まちづくりを実践する団体の認定と支援
- ④ 景観まちづくりに関わる各主体間のネットワークづくり

1) 良好な景観の形成のための取組

(1) 各種法制度の活用

本市各地における良好な景観の形成にあたっては、当該地の景観特性や土地利用等を調査検証し、対象地の景観上の課題を踏まえ、住民や地権者等との協議を経ながら、景観法、都市計画法、都市緑地法、文化財保護法等、法律に基づく各種制度を適切に運用することにより進めていく。また、法制度の運用にあたっては、必要に応じて複数の制度の運用を検討していく。



景観まちづくりに関する事業等（国土交通省 HP より）

○街なみ環境整備事業

- ・住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

<制度の概要>

- 街なみ景観整備の助成
 - ・住宅等の修景※（外観の修景※の整備）
 - ・景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用（修理、移設、買取等）
- 地区内の公共施設の整備
 - ・道路・公園等の整備
 - ・生活環境施設の整備
 - ・公共施設の修景※
 - ・電線地中化
- 協議会の活動の助成
- 空家住宅等の除去



○集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

- ・集約型都市構造への転換促進（集約促進）等に資する事業として地方公共団体が定める計画に位置づけられた景観・歴史的風致形成を推進する取組に対して支援を行う。

<対象事業>

- 景観を阻害する建造物の除却
- 景観を阻害する屋外広告物※の除却
- 易操作性の消火栓、放水銃等の防火設備の整備
- 景観・歴史的風致形成に向けたデザインルール又はガイドライン※等の検討
- 住民等の啓発又は合意形成を図るための活動
- 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の利活用及びそのためのコーディネート活動
- 景観や歴史的風致を楽しむための社会実験
- 景観まちづくりための広報活動 など



【参考】焼津らしい景観地における法制度等の活用イメージ

法制度等	景観まちづくり 重点地区	重要伝統的建造物群 保存地区※	景観地区	景観協定	地区計画	風致地区	広告整備地区	景観重要建造物・樹木	景観重要公共施設
根拠法等	景観法	文化財保護法	景観法／都市計画法	景観法	都市計画法	都市計画法	屋外広告物※法／ 県屋外広告物※条例	景観法	景観法
焼津漁港（焼津内港地区）	○		○	○			○		○
焼津漁港（小川内港地区）	○		○	○			○		○
焼津漁港（外港）			○	○			○		○
大井川港周辺	○		○	○			○		
浜当目海岸									◎
大崩海岸						○			◎
大井川									◎
すみれ台木屋川沿い桜並木周辺	○			○				○	
朝比奈川堤山の手さくら周辺				○				○	
大井川地域湧水※地周辺	○			○	○				
虚空蔵山						○		○	
石津浜海岸									◎
和田浜海岸									◎
高草山中腹						○			
浜通り周辺	◎			○	○		○	○	○
花沢の里周辺	◎	◎					○	○	○
焼津神社周辺	○		○					○	
JR 焼津駅周辺	○		○	○	○		○		○
JR 西焼津駅周辺	○			○	○		○		
焼津 IC 周辺	○		○	○			○		
大井川焼津藤枝 SIC 周辺				○	○		○		

<凡例> ◎：本計画策定時に適用済みまたは協議中

○：適している

(2) 景観誘導の仕組みづくり

① 観光推進事業との連携による景観の向上

本市が進める観光推進事業と連携して焼津らしい景観地などを回遊できるウォーキングやサイクリングのコースなど、市民や観光客が地域ごとの特色ある景観を楽しむことができる環境づくりを推進する。

また、景観に配慮した案内サインや休憩場所等の設置などについて検討し、快適な沿道景観を形成する。

② 焼津らしい景観地における景観誘導の仕組みづくり

良好な景観を創出し、活用することが求められている焼津らしい景観地では、既存の景観資源を、磨き上げ、向上させていく必要があることから、景観まちづくりに関する協議、取組などを行う仕組みを構築する。

◇港

焼津漁港等は、本市の特徴的な景観を形成する場所であり、良好な景観形成が求められることから、港において、県や市、事業者等が中心となって計画の適切な運用や景観まちづくりに関する協議、取組などを検討する。

◇河川

港まちの風情が残る河川や河川沿いの桜並木が人々に親しまれている河川においては、地域特性を活かした水辺景観を創出できるよう、河川管理者や地域住民等と協働し、橋梁の形態意匠*や色彩の誘導、維持管理等の方策、あるいは、水辺と桜並木の潤いある景観を保全・活用するための方策等について研究する。

③ 本市独自の屋外広告物*の規制誘導の仕組みづくり

本市の美しい自然景観や田園景観を保全するとともに、質の高いまち並み景観を形成するため、本市独自の屋外広告物*に関するガイドライン*や条例を制定し、地域の景観特性を踏まえた屋外広告物*の設置位置、規模、個数、表示面積、形態、意匠等を誘導する。

(3) 優れた景観資産に関する指定制度の創設

自然や眺望、歴史文化、人々の暮らし、地域に根付いた活動などの優れた景観資源を焼津市景観審議会等の意見を聴いたうえで「(仮称) 焼津市景観資産」(以下「景観資産」という)に指定する制度を設け、本市の景観資源として保全しつつ、まちづくり等への活用を図る。また、景観資産を積極的にPRし、市民の景観まちづくりの機運醸成につなげる。

<制度のイメージ>

■指定の対象

- ①優れた景観資源（建築物、工作物、樹木、眺望などの景観を特徴づけているもの）
- ②優れた景観まちづくりの活動（地域や団体等が行う、景観の向上に取り組む活動）

※景観まちづくりに貢献した個人や団体などは、別途表彰制度を設け、その功績を讃える。

■指定の流れ

- ・景観資産は、市民等から募集する。
- ・公募により集まった景観資産候補は、資産としてふさわしいか、焼津市景観審議会で協議する。
- ・景観資産としてふさわしいと判断されたものを景観資産として指定する。



■景観資産のPR

- ・景観資産に指定された建築物、工作物、樹木の所有者等、あるいは景観の向上に取り組んでいる活動を積極的に紹介する。

<取組>

- 市ホームページでの公開
- 指定資産マップの作成
- 指定資産に関する情報誌の発行 など

■景観資産の保全・活用

- ・景観資産に指定された建築物、工作物、樹木の所有者等、あるいは景観の向上に取り組んでいる活動について、保全に必要な技術的な助言等の支援を行うとともに、新たな助成制度についての研究を進める。
- ・景観資産のうち、景観重要建造物や景観重要樹木の対象となるものは、景観法に基づき一定の手続きを経て景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、積極的に維持、保全を図る。
- ・所有者等の同意を得られた場合は、案内サインの設置、施設開放などにより、まちづくりに活用する。
- ・まち歩きや学習会などの開催による景観資産の活用も検討する。

(4) 景観まちづくりのための資金の確保

市民や地域活動団体等が景観まちづくりに関する活動の資金調達のため、クラウドファンディング（インターネットを通じて不特定多数の人から資金を集める仕組み）などを活用することができるよう支援をする。

(5) 「(仮称)焼津市公共施設景観ガイドライン※」の策定と運用

公共施設の景観が本市の景観形成を先導し、事業者や市民等に対するモデルとなるため、景観に配慮した公共施設の整備・改修等を行うための指針を定めた「(仮称) 焼津市公共施設景観ガイドライン※」を策定し、適切に運用する。

■ (仮称) 焼津市公共施設景観ガイドライン※の対象イメージ

- 公共建築物
- 公園・緑地
- 河川・水路
- 道路・橋梁（構造物、付属物、防護柵等）
- 防災施設 など

公共施設の色彩・デザイン等に関するガイドライン※

○国による各種施設等の景観配慮に関するガイドライン※

名称	発行者
道路デザイン指針(案)	国土交通省道路局
河川景観ガイドライン※「河川景観の形成と保全の考え方」	国土交通省河川局
砂防関係事業における景観形成ガイドライン※	国土交通省河川局砂防部
港湾景観形成ガイドライン※	国土交通省港湾局
海岸景観形成ガイドライン※	国土交通省河川局・港湾局 農林水産省農林振興局・水産省
景観形成ガイドライン※「都市整備に関する事業」	国土交通省都市・地域整備局
官公庁営繕事業における景観形成ガイドライン※	国土交通省官庁営繕部
住宅・建築物等整備事業に係る景観ガイドライン※	国土交通省住宅局

○ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）

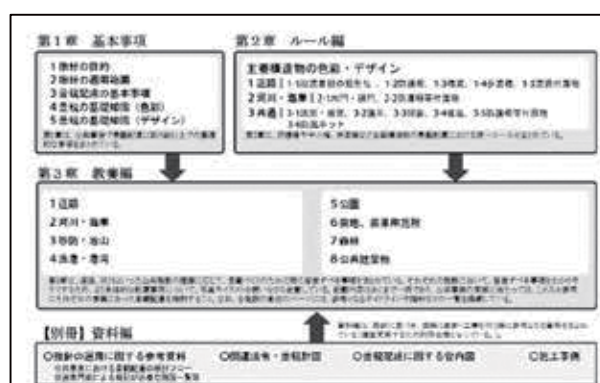
—静岡県の公共事業における景観配慮の指針—

- ・地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい景観の形成や保全を図ることを目的として、景観に配慮した設計、工事、維持管理等を行うために、必要な視点や考え方等、景観配慮の方針を示す。
- ・基本的に、県が行う公共事業のうち、県が管理者となる公共施設を対象とする。

●指針の目指すところ

場所ごと、時間ごと、担当者ごとで「景観配慮の手法」が異なると、それ自体は良くても、全体として見ると統一感がなく、煩雑な印象を与えることがある。本指針では、設置頻度の高い主要構造物に統一ルールを設け、それ以外のものには景観配慮の考え方を示すものである。

公共事業の景観配慮について、満点ではなく及第点をとることを目指した景観配慮の方針



指針の構成



指針の一部

(6) 景観まちづくりの評価・検証

景観まちづくりを効果的・効率的に推進するため、市内各地における良好な景観形成の状況や実現に向けた取組の進捗状況を定期的に評価・検証する。評価にあたっては、焼津市景観審議会等の意見を聴くものとする。

2) 推進体制の構築

(1) 市民・事業者等の意識の醸成

① 景観まちづくりに関する情報の発信

景観まちづくりに関する情報を広報紙や市のホームページ、市の SNS*ページ、各種パンフレットなどを利用して発信する。特に、景観法に定められる景観計画の住民提案制度や景観整備機構制度、「(仮称) 焼津市景観資産」指定制度等を市民が積極的に活用できるよう、制度や仕組みに関する情報発信に努める。

また、観光や市の広報・宣伝活動など、他分野と連携した本市の良好な景観の写真の発信などを積極的に行い、市外に本市の魅力を PR するとともに、市民の景観まちづくりに関する意識の醸成を図る。

② 景観まちづくりに関するシンポジウム等の開催

市民の景観まちづくり等に関する意識の醸成のため、景観まちづくり等に関するシンポジウム等を開催する。シンポジウムの開催にあたっては、市民や事業者等に広く周知し、より多くの参加を促す。

③ 景観まちづくりの功績者に関する表彰制度の創設

優れた建築物の建築・設計やまち並みづくり、緑化をはじめ、優れた景観まちづくりの活動など、良好な景観形成に功績のある個人や団体を表彰する制度を創設し、市民や事業者の主体的かつ積極的な取組を促進する。

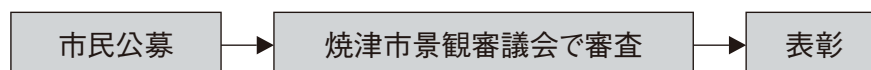
<制度のイメージ>

■表彰対象

- ・良好な景観形成に功績があると認められる活動を行った個人、又は団体（景観まちづくりの活動団体、優れた建築物の設計者・施行者、景観資産の保全・活用を積極的に行っている団体・所有者など）

■受賞者の決定方法

- ・表彰の対象となる個人や団体は、市民等から募集する。
- ・公募により集まったものの中から焼津市景観審議会における審査を経て、受賞者を決定する。



■表彰に関する取組

- ・表彰にあたっては、表彰式を開催し、受賞者による景観まちづくりの取組の紹介、シンポジウムの開催などをあわせて行うよう検討する。

④ 景観まちづくりに関する教育・学習の推進

景観資産などの特色ある景観を活かして、市民や事業者が景観に関心を持つきっかけとなるイベント、景観に関する基礎的な知識を習得する講座などを開催する。

また、小中学生の景観への意識を高めるため、学校教育や地域と連携を図り、総合的な学習の時間等を活用して子どもの景観学習を推進する。

(2) 推進体制の整備

① 焼津市景観審議会の設置

本市の景観まちづくりに関する諮問を行うとともに、助言・指導等を求める機関として、景観に関する学識経験者や関係団体の代表者、市民等で構成される焼津市景観審議会を設置する。

■想定される審議内容

- 景観計画の変更、運用
- 景観まちづくり重点地区の指定
- 景観重要建造物・樹木の指定、景観資産の指定
- 景観法に基づく届出に対する勧告、変更命令
- 景観整備機構の指定
- 屋外広告物*に関する事項
- その他景観まちづくりに関する重要な事項

② 景観整備機構の指定

市民等が主体的に行う景観まちづくりに関する活動の支援など、良好な景観の形成に取り組む NPO 法人や公益法人*を景観法に基づく「景観整備機構」として指定し、市と協力して景観まちづくりを進めていく。また、景観整備機構に指定された団体が行う景観まちづくりに寄与する活動への支援について検討する。

■想定される景観整備機構の業務(景観法第93条)

- ・有識者の派遣、情報の提供、相談等の援助
- ・管理協定に基づいた景観重要建造物や景観重要樹木の管理
- ・景観重要公共施設に関する事業の実施または参加
- ・良好な景観形成に関する調査研究
- ・その他良好な景観形成を促進するために必要な業務 など

③ 景観まちづくりを実践する団体の認定と支援

緑化活動、美化活動、景観を活かしたイベント開催等、景観まちづくりに関する活動を行う団体を「景観まちづくり活動団体」と認定し、良好な景観形成に資する活動を支援する。また、その他の市民や事業者等が取り組む景観まちづくりのための活動についても必要に応じて支援する。

④ 景観まちづくりに関わる各主体間のネットワークづくり

市民活動団体、景観整備機構、公共施設管理者、行政等、景観まちづくりに関わる各主体が連携・協力し、地域の良好な景観の形成に向けた取組を推進する。また、特定の地区における良好な景観の形成を図る際に、多様な主体との協議が必要な場合は、景観法第 15 条に規定する「景観協議会※」の設立を検討する。

※景観計画区域における良好な景観の形成に向けて、景観行政団体や景観重要公共施設の管理者、景観整備機構、各種団体、関係機関、住民等が協議するための組織のこと。協議会の構成員は、景観協議会で合意された事項を尊重しなければならないとされている。

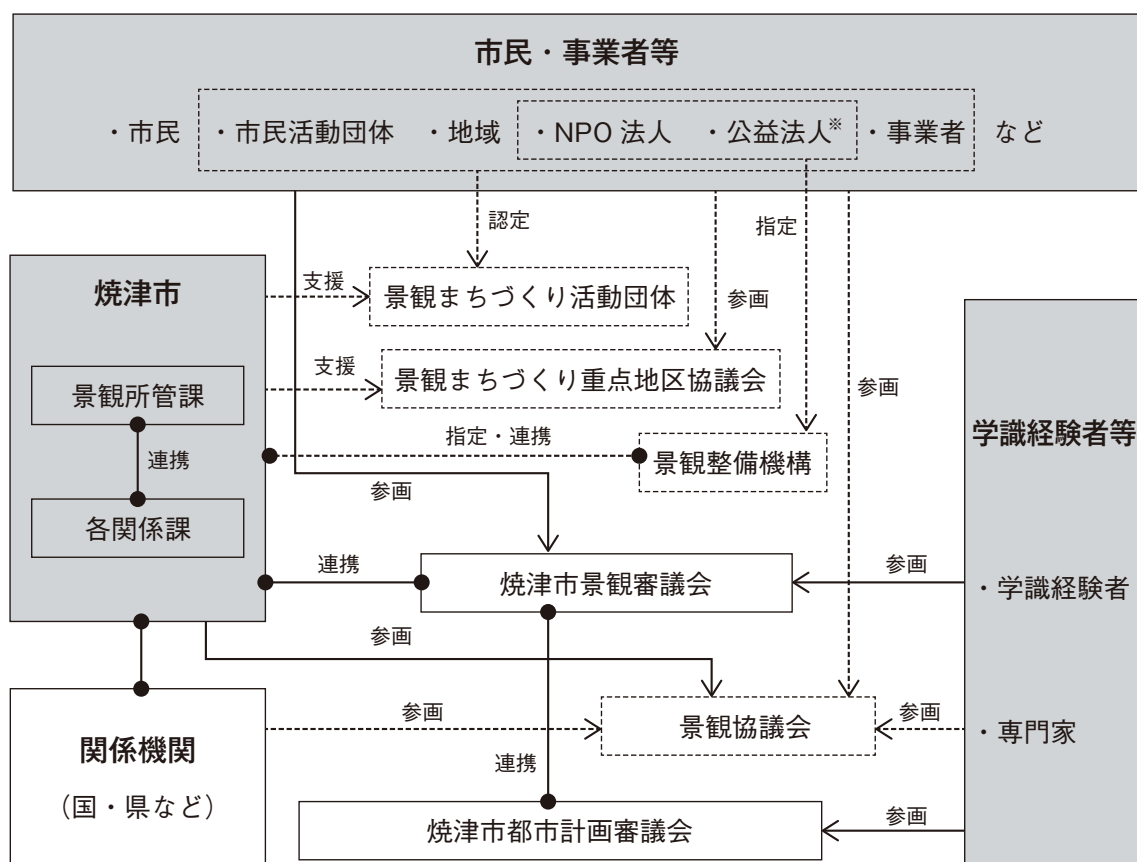


図 12-1. 景観まちづくりの推進体制のイメージ